

玉城町介護老人保健施設ケアハイツ玉城
介護予防短期入所療養介護重要事項説明書
(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 玉城町介護老人保健施設ケアハイツ玉城
- ・開設年月日 平成2年5月1日
- ・所在地 三重県度会郡玉城町佐田881番地
- ・電話番号 0596-58-3770
- ・ファックス番号 0596-58-3790
- ・管理者名 浦田 久志
- ・介護保険指定番号 (介護老人保健施設) 2452880012号

(2) 介護老人保健施設は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話などを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした施設です。
この目的に沿って当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 運営方針

「ケアハイツ玉城は、上記の目的を達成するために入所者等の日常生活訓練を行い、明るい家庭的な雰囲気を有しながら、地域や家族との結び付きを重視し、入所者等の健康が増進されるよう努める。」

(4) 施設の職員体制

職種	員数	業務内容
管理者（兼務）	1	老健施設運営管理及び業務の統括
医師（兼務3）	3	医学的評価、日常診療、入所者等の健康管理、及び協力病院との連携
看護職員（兼務1）	9	医師と協力して利用者の医学的管理を行うとともに生活障害評価
薬剤師（兼務）	1	調剤及び服薬指導
介護職員（兼務3）	17	日常的なケアと他の専門職と協働して行う専門的なケア
支援相談員（兼務2）	2	その人らしく地域で暮らしていくために必要な社会的サポート 家族・関係機関との連絡調整、レクリエーション等の計画指導、市町村との連携、ボランティアの指導、苦情処理
理学療法士又（兼務3）	3	利用者に対する評価とリハ計画の作成、専門的リハの提供、他職種も含めて実践する生活機能向上プログラムの指導及び家族への指導・相談
管理栄養士	1	栄養状態の維持改善を図り、状態に応じた栄養管理・指導
介護支援専門員	1	施設サービス計画の作成及びケアカンファレンスの進行 利用者の希望を踏まえた介護サービス提供の確認 居宅介護支援事業所のケアマネジャーと連携を取り、サービスの選定・調整
事務局長	1	管理者の補佐、事業運営の調整、所属職員の指揮監督
事務職員（兼務1）	3	保険請求及び庶務等一般事務

- (5) 入所定員等 ・定員51名
・療養室(多床室) 2人室: 6室、4人室: 10室

2. 施設サービス内容

- ① 介護予防短期入所療養介護計画の作成
- ② 食事
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ その他: 基本料金とは別に利用者の方から、嗜好的ものの要望がある場合は、別途料金をいただく事もありますので、ご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ・療養介護費

要介護認定等により認定された介護度等により異なります。

(2) 支払い方法

毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月25日までにお支払いください。現金でお支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金、銀行振込、クレジット支払、口座振替の4方法があります。入所契約時にお選びください。

(3) 利用料の変更

制度の改正等により利用料金の変更を行なうことがありますのでご了承ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

(協力医療機関)

名 称	市立伊勢総合病院
住 所	三重県伊勢市楠部町3038番地

(協力歯科医療機関)

名 称	医療法人八重歯会 豊浜歯科医院
住 所	三重県伊勢市西豊浜町1296番地2

5. 非常災害対策

- * 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、非常通報装置、非常用発電機、非常警報設備、避難器具、防火扉
- * 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、安心して利用していただくために、利用者の下記事項を禁止します。

- * 営利行為
- * 宗教の勧誘
- * 特定の政治活動
- * 火気の取扱い
- * ペットの持ち込み
- * 金銭や貴重品の持ち込み(盗難・紛失等、施設は一切の責任を負いません。)
- * 食べ物の持ち込み(栄養管理上、原則禁止)

7. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会については、事務所前の面会用紙にご記入のうえ面会用紙箱へ投函してください。
- ・外出は事務所・詰所等に用紙がありますので、職員に申し出てください。
- ・所持品・備品等の持ち込みは職員に確認してください。

- ・金銭・貴重品の管理は行えませんのでご遠慮ください。
- ・外出時等の施設外での受診は当施設に介護予防短期入所していることを医療機関に伝え、すみやかに施設に連絡をしてください。
- ・持ち物・衣類には必ず名前の記入をお願いします。

8. 苦情申立窓口

相 談 窓 口	利用時間・利用方法
玉城町介護老人保健施設 ケアハイツ玉城 窓口担当者 竹郷 哲也	利用時間: 平日午前8時30分～午後5時15分 利用方法: 電話 0596-58-3770
玉城町役場保健福祉課 地域共生室	0596-58-7373
三重県国民健康保険団体連合会	059-222-4165

9. その他

- ①利用中の病院受診は施設医師が、認めた場合を除きできませんので、ご理解ください。
- ②ご利用者様やご家族様の体調不良時は、利用を制限させて頂く場合があります。
- ③当施設についての詳細は、パンフレットをご覧ください。

介護予防短期入所療養介護利用にあたり、利用者又は代理人もしくはその家族に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

〔事業者〕

所 在 地 三重県度会郡玉城町佐田881番地

名 称 玉城町介護老人保健施設 ケアハイツ玉城
短期入所療養介護

説明者氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、施設サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人（選任した場合） 住 所

氏 名